

荒川二・四・七丁目地区

（荒川二丁目地区従前居住者用賃貸住宅）

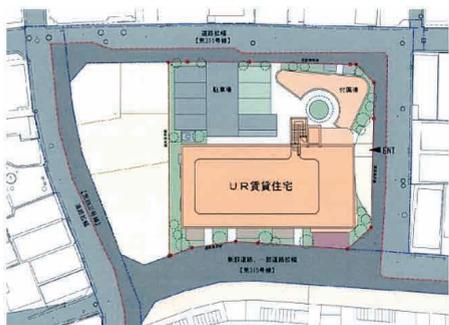
燃えない・燃え広がらないまちづくりをトータルサポート

位置図



完了写真・整備概要

〔従前居住者用賃貸住宅 コンフォール町屋〕



背景・課題

密集事業の整備推進

- 荒川区は、関東大震災以降の移住者増加等により形成された木造密集市街地が区域の6割を占める。
- 荒川二・四・七丁目地区では、令和7年度までに「燃えない燃え広がらないまち」の実現を目指している。

受皿住宅・建替え用地の必要性

- 道路整備や老朽木造住宅の建替え・除却等を促進するために、受皿住宅や建替え用地を確保する必要があった。

事業のポイント

荒川区の密集事業等のコーディネーター

- 荒川区の密集事業等に係る業務を受託し、地元まちづくり協議会の運営、主要生活道路の拡幅整備、老朽木造住宅の建替え・除却相談等を支援
- UR事業（従前居住者用賃貸住宅、木密エリア不燃化促進事業）との連携により、不燃化特区の取組みのスピードアップを図る。

従前居住者用賃貸住宅

- 都営アパート跡地をURが取得し、荒川区の密集事業により移転が必要となる住宅困窮者のための受皿住宅を建設・管理
- 必要な住宅を荒川区が借上げ、運用

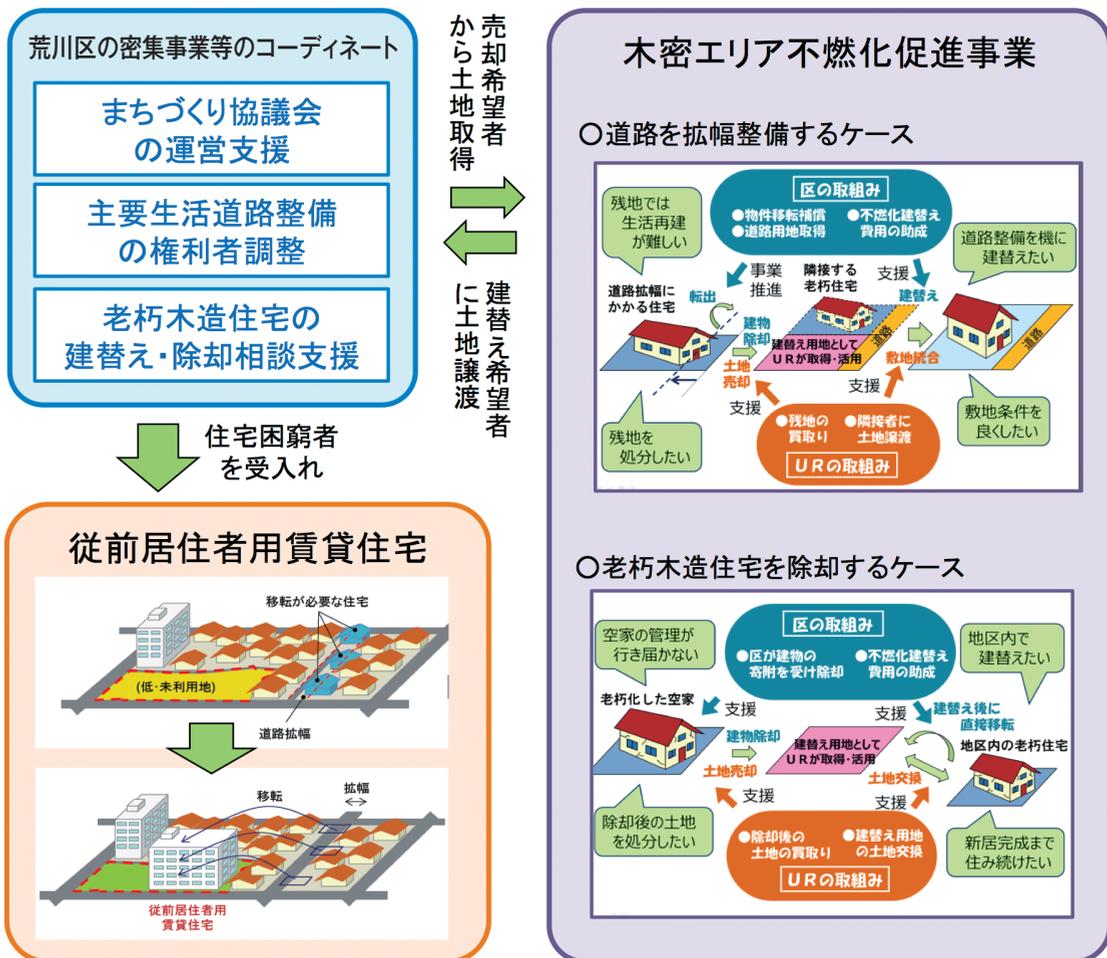
木密エリア不燃化促進事業

- 道路拡幅に伴う残地や老朽木造住宅を除却した土地などをURが取得し、地区内の建替え希望者のための住宅用地などに活用

経緯

- 平成17年度 ● 荒川区が密集事業(住宅市街地総合整備事業)に着手
- 平成19年度 ● 荒川区とURが荒川二・四・七丁目地区のまちづくり協定を締結
- 平成24年度 ● 荒川区からURに対し従前居住者用賃貸住宅の要請
● 荒川区とURが従前居住者用賃貸住宅に係る協定を締結
● URが都営アパート跡地を取得
- 平成25年度 ● 東京都が荒川二・四・七丁目地区を不燃化特区に指定
● 荒川区とURが受託業務に係る協定を締結
● 荒川区からURに対し木密エリア不燃化促進事業の要請
● 荒川区とURが木密エリア不燃化促進事業に係る協定を締結
● 従前居住者用賃貸住宅の工事着手
● 木密エリア不燃化促進事業による土地取得開始
- 平成26年度 ● 従前居住者用賃貸住宅の竣工
- 平成27年度 ● 従前居住者用賃貸住宅の入居開始

取組みイメージ



荒川二丁目地区従前居住者用賃貸住宅の概要

- 【所在地】 東京都荒川区荒川二丁目48番11
- 【敷地面積】 約907㎡
- 【事業期間】 平成24年度～平成26年度
- 【施設概要】 RC地上5階建て、27戸

木密エリア不燃化促進事業の概要

- 【対象地】 荒川二・四・七丁目地区
- 【地区面積】 約48.5ha
- 【事業期間】 平成25年度～令和7年度